

阿賀野市監査委員告示第4号

財政援助団体等監査結果の公表について

地方自治法第199条第7項の規定に基づいて実施した令和2年度財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり公表します。

令和2年7月15日

阿賀野市監査委員 照 田 伸 宏

阿賀野市監査委員 山 崎 正 春

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査を実施した者

監査委員 照 田 伸 宏

監査委員 山 崎 正 春

2 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

3 監査の対象

(1) 公の施設 五頭山麓いこいの森

(2) 指定管理者 五頭自然郷をつくる会「森のこだま」

(3) 所管課 商工観光課

4 監査の場所

阿賀野市役所 監査委員事務局

5 監査の範囲

令和元年度の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行状況

6 監査の期間

令和2年5月21日から令和2年6月2日

7 監査の実施内容及び着眼点

阿賀野市監査基準に準拠して監査を実施した。

団体代表から監査調書の説明を受けた後、事前に行った帳票類等の調査結果に基づき、関係者から内容等を聴取した。

また、事前に指定管理施設の現地調査を行った。

監査の主な着眼点は以下のとおりである。

- ・施設は、関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- ・協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・公の施設管理に係る収支の会計経理等は適正になされているか。

8 監査の結果

1から7までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった公の施設の指定管理者の指定管理施設に係る出納その他の事務は当該施設の設置目的に沿って行われ、おおむね適正に執行されているが、経理規定が策定されていないため、策定の上、規定に基づいた会計経理を行っていただきたい。

五頭山麓いこいの森は快適な野外活動の場を提供することにより、市民の保健、休養及び自然とのふれあいに資するために設置されている施設であり、平成26年度から五頭自然郷をつくる会「森のこだま」が指定管理者として管理を行っている。

引き続き施設の設置理念に基づき、多くの方から利用される施設として適切な管理運営が図られるよう望むものである。

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査を実施した者

監査委員 照 田 伸 宏

監査委員 山 崎 正 春

2 監査の種類

財政援助団体の監査

3 監査の対象

- | | |
|-------------|-----------------|
| (1) 監査対象団体 | NPO法人阿賀野市総合型クラブ |
| (2) 監査対象補助金 | 子どもの体力向上支援事業補助金 |
| (3) 所管課 | 生涯学習課 |

4 監査の場所

笹神体育館 会議室

5 監査の範囲

令和元年度の補助金に係る出納その他の事務の執行状況

6 監査の期間

令和2年5月21日から令和2年6月2日

7 監査の実施内容及び着眼点

阿賀野市監査基準に準拠して監査を実施した。

団体から監査調書の説明を受けた後、事前に行った帳票類等の調査結果に基づき、関係者から内容等を聴取した。

監査の主な着眼点は以下のとおりである。

- ・団体に対する補助金が目的に沿って適正に執行されているか。
- ・補助金等に係る収支の会計経理等は適正か。

8 監査の結果

1から7までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体の補助金に係る出納その他の事務は当該補助金の目的に沿って行われ、おおむね適正に執行されている。

この補助金は、子どもの体力向上を支援することを目的として、地域における運動及び生涯スポーツ活動推進の一躍を担うNPO法人阿賀野市総合型クラブに交付しているものである。

引き続き子どもの発育及び発達段階に応じた適切な運動指導等を行い、子どもの体力向上に資することを望むものである。